

## 権利関係⑨ 「相続」



1. 相続はいつから始まるか？
2. 法定相続人と法定相続分は？
3. 相続資格がなくなる場合は？
4. 相続の承認・放棄とは？
5. 相続人がいなかつたら？
6. 配偶者居住権とは？
7. 遺言の方式は？誰が遺言をできるか？
8. 遺留分とは？

- 相続は、被相続人の死亡することにより開始する
- 法定相続人と法定相続分

法定相続人 第一順位～子

第二順位～直系尊属(父母もしくは祖父母)

第三順位～兄弟姉妹

配偶者が常に相続人

法定相続分(配偶者がいなければ順位の者で均等に分ける)

| 配偶者と各順位の配分 |      |   |          |
|------------|------|---|----------|
| 第一順位       | 2分の1 | : | 配偶者 2分の1 |
| 第二順位       | 3分の1 | : | 配偶者 3分の2 |
| 第三順位       | 4分の1 | : | 配偶者 4分の3 |

3. 相続欠格・相続排除～代襲相続あり  
相続放棄～代襲相続なし
4. 相続人は、相続の開始があったことを知ったときから  
**3カ月以内**に、相続をどうするかを決めることができる
  - \* 単純承認～権利義務を全て相続する
  - \* 限定承認～相続で得た限度しか、被相続人の債務を負わないこと。但し、**共同相続人が全員が共同しておこなう必要あり**
  - \* 相続放棄～相続をしないこと。相続放棄の意思表示は、相続開始前にはできない  
これらの意思表示は、撤回することができない

5. 無主の財産は、国庫に帰属する。但し、特別縁故者への分与や債権者による請求があった場合は、それらを控除した分が国のもとのなる
6. 配偶者居住権とは、被相続人の配偶者が、相続開始時に居住していた被相続人所有の居住建物の全部について、無償で使用・収益する権利
  - \* 配偶者居住権とは  
被相続人の配偶者が、従来から居住していた家屋に住みながら、預金も相続もできる制度  
要するに、配偶者に居住権を与え、相続財産となる家屋の所有権とは別にする。居住期間は終身もししくは別段の定めがあればそれに従う

6. \* 配偶者短期居住権とは  
　　遺言や遺産分割がなくても、被相続人の配偶者が一定期間、居住していた家屋に引き続き居住できる制度  
　　被相続人の相続開始時点において、配偶者が無償で建物に居住していた場合、一定期間(原則、相続開始のときから 6 カ月)無償で当該建物を使用することができる
7. 遺言は、**満15歳**になれば、誰でも**可能**。未成年者の場合、法定代理人の同意等は不要  
　　遺言は一定の方式(自筆証書、公正証書等)による

7. \* 遺言の検認手続きが不要な場合
- ・公正証書遺言
  - ・自筆証書遺言を作成した遺言者が、法務大臣の指定する法務局(遺言書保管所)に、遺言書の保管をした場合

8. 遺留分とは～被相続人に一定の近親者に必ず残さなければならぬ相続財産の一定割合又は額のこと
- ① 遺留分の割合

|                     |               |
|---------------------|---------------|
| 原 則                 | 被相続人の財産の2分の 1 |
| 相続人が直系尊属(第二順位)のみの場合 | 被相続人の財産の3分の 1 |

\* 兄弟姉妹(第三順位)には遺留分はない

## 8. ② 遺留分侵害額請求

遺留分を侵害する贈与・遺贈は当然に無効とはならず、遺留分権利者が遺留分の**侵害額を請求できる**(原則、金銭で請求)

|      |   |
|------|---|
| 請求方法 | 訴えによらなくてもよい   |
| 請求期間 | 遺留分進学額請求権は下記いずれかの期間で<br>・遺留分権利者が減殺すべき贈与・遺贈があったことを知ったときから1年<br>・相続のときから10年(知らなかつた場合) |

## ③ 遺留分の放棄(相続人の地位は変わらない)

相続開始**前**～家庭裁判所の許可があれば**できる**  
相続開始**後**～**できない**